



前代未聞!!

市長自ら提案した予算案を突如撤回、骨格予算を再提案し否決。3年連続暫定予算

～ 2月24日より3月29日まで開催 第一回定例会 3月議会報告 ～

3月11日からの予算特別委員会審議の途中に、当初予算を撤回するといった前代未聞の事態が起きました。しかも、再提案された「骨格予算」は当初予算とほぼ同額の93.2%・予算審議での指摘事項の改善がない・提出時期の問題等、から否決となり、3年連続の暫定予算となったのです。予算の前提として表明された施政方針やそれに対して行われた各会派からの代表質問(環境市民会議は皆川 りうこ)は空虚なものとなりました。

星野市政に将来展望は見出せない

現市長は、4年前市政改革を掲げ当選されました。確実に進む少子高齢社会や地球環境問題への取り組み、将来への展望をもたらすための公約であったはずですが、残念ながらその方向性が見えないまま今日に至っています。

特に4年前、将来の財政負担を危惧し反対が多かった市民文化会館建設のアンケート結果を無視し、建設を進めてきましたが、今回は「文化会館については将来の課題」とし、西国分寺東地区再開発用地内への建設はしないとしました。しかし明確な文化会館建設中止でもなく、自分の在任期間には結論を出さないとする問題先送り責任転嫁そのものです。

一方「再開発事業を成立するために特定建築者としての責任は果たす」との表明に対し、「それに伴う予算措置がない」との委員会での指摘で、急遽コンサルタント委託料として1千万円計上し「半年以内に方針を出す」としました。予算審議中にも関わらず、辻褄合わせに終始して混乱を招くとは、市民を愚弄しているとしか言いようがありません。

将来の展望も見出せないまま、17年度がスタートしました。市民は、舵取り無きいわば泥船に乗せられてしまい、このままの市政運営が継続されれば沈没してしまうことを予感させられる危険な状態です。

基金取り崩しと借金からの脱却を

今年も、約15億円の基金取り崩しと約12億円もの形として残らない臨時財政対策債という借金による予算編成となりました。しかしこのような市政運営からの脱却は急務であり、行政評価の手法など使いこれまでの施策や事業の見直し、行政、公務の役割も改めて考えてみる必要があります。加えて財源を生み出すための自助努力もすべきです。

市政の舵取りとしての首長の信念と意思

それと同時に、これらの実現のために欠かせない重要な要素は、首長のリーダーシップです。市政運営の舵取りとして確固たる信念や、改革の意思をもつことは言うまでもなく、仮に、既得権や特定団体の圧力に屈するようなことがあるとすれば、到底容認できるものではありません。

暫定予算は本予算が成立すると見込まれるまでの「つなぎの予算」ですから、必要最小限の経常経費・義務的経費の計上に留めるべきです。しかし提出された暫定予算案は単に骨格予算の12分の2ヶ月分で、政策的経費までもが含まれていた上、出し直しの求めにも応じないことから、骨格予算に引き続き暫定予算に対しても反対をしました。

3月議会 予算特別委員会にて



皆川りうこの発言のなかから

政策提案・行政の監視機関としての役割とともに、21世紀の自治体の目指すべき「自治・分権時代の自治体改革」の考え方を基本に代表質問を行い、予算特別委員会で発言しました。

新たな制度は導入することが目的ではない!

①行政評価制度

行政評価制度の取り組みは平成13年に開始され、5年目に入ろうとしています。

今年度は135事業について2次評価として結果が公表され、ABCランクと総合評価コメントが掲載されています。しかし、未だに評価が生かされておらず、Cランクで「廃止すべき」とあるのに予算が計上されているものもあります。(メーデー補助金、高齢者入院見舞金など)

行政評価制度はあくまでも一つの手法にすぎません。とはいえ、市長は民間的経営手法を表明しているのですから、今回の結果をもって改革の道筋を示せるはずですが、5年経過しても活かされておらず、パフォーマンスで終わる心配があります。

※行政評価…

16年度の行政評価の結果について、市では17年度予算編成に方針に基づき「事務事業の見直しをはかり、徹底した経費削減に努める」ことを現実のものにするため…と報告書の中で記載されています。評価を実施することが目的ではなくそれをどう市政運営に活かすかが問われています。

行政評価は、「事業の目的は適切か、目的はどれだけ達成できたか」を問い続ける成果志向を通じて、職員自身の意識改革・説明責任を果たすことで市民との関係を問い直して自治の質を高めようとする道具といわれています。



②指定管理者制度

質問

行政評価の中で福祉、教育部門16項目について指定管理者制度の必要性がコメントされている。新しい制度は導入することが目的ではなく、ビジョンや目的を達成するための手法であり市民にとって有効であるのか、市民ニーズに答えるのか説明が必要。そのためメリット・デメリットを示すべき。行政評価の結果を受けて判断するのは市長である。見解をうかがう。

市長の答弁

指定管理者制度の導入にあたっては、メリット・デメリットを市民に明らかにする必要がある。市民への説明を十分に行いご理解を賜るようにしていくべきであろう。

政策転換を図る

～現金給付から
時代のニーズに合わせた施策へ～

国分寺市の人口動態をみると、高齢者人口は11万人市民に対して65歳以上の占める割合は、約16%であり年々数百人ずつ増えていきます。一方、子供の合計特殊出生率は1を切るなど少子化が進み、その対応や子育て支援策が求められています。

また虐待など子供を巡る事件・大人も子供も精神面でのメンタルヘルスの問題と新しい時代に伴う新たな課題も山積です。

Plan Do Check Action

[計画・実行・評価・改善]の視点で税金の使い方をチェックする!

このような社会状況を鑑みて施策やサービスの提供のあり方も再構築が必要で現金給付施策事業も一考すべき時期です。

質問

現在継続している敬老見舞金、高齢者見舞金(合わせて毎年約2千万円計上されている)は今後も継続すべきか疑問である。入院見舞金は、福祉的視点から必要とも言われてきたが、5千円などの見舞金で充足できるのか。別な施策での対応が必要ではないか。

市長の答弁

原則的に一律給付の施策は今後見直していく方向にあるべき。その時の状況を見ながら判断したい。

行政の役割を考える

～イベント事業～

質問

そもそも行政の仕事として、イベント事業をどこまでやるべきなのか考える時期ではないか。現在、環境施策の一環として実施されている「リサイクル祭り」と「環境フェスタ」がある。それぞれ別な日に実施しているが一本化してはいかがか。将来的には「国分寺まつり」への吸収も検討課題にしてはどうか。

市長の答弁

検討してみたい。

国分寺駅北口再開発事業

—昨年的一般質問で皆川りうこは、再開発事業を進めるにあたり、特定業務代行方式や形態にこだわらない抜本的な見直しを求めてきましたが、市長は「抜本の見直しはしない」と延べていました。

しかし、今年に入りこれまでの手法から他の手法も含めて検討する表明がなされ、その後6つのシミュレーションが示され、今予算委員会では駅ビル型の商業施設と住宅施設の複合E案が有力候補として挙げられました。

約180人の権利者の生活再建問題を考えるに再開発事業の促進は急がれます。その権利者の皆さんと共に検討し、このように新たな展開で再開発事業が進められることには評価はいたしますが、今回暫定予算にも関わらず、コンサルタント委託費5800万円の政策的経費が計上されていることや、又、権利者の人数の質問にも即答できない担当者の仕事に対する姿勢には問題、との事から国分寺駅北口駅特別会計予算の賛否の判断は保留としました。



生活環境課長の答弁

環境ということでは同じだが、担当課は別々で一方はごみ減量、リサイクルが目的、一方はまちの美化、きれいにすることといった目的が別なので一本化は考えていない。

(↑担当職員と市長の見解が異なっていること自体問題)

介護予防・健康施策

～市独自の工夫も～

質問

介護保険制度改革に伴い、これまで老人保健事業で実施してきた事業が介護予防施策として再編されることにより自治体での対応が問われる。医療費の削減としての健康づくり、介護予防策への準備として福祉施策や教育、社会体育、生涯学習施策など連携して、二重行政になっていないか事業の見直しも図るべき。国に追随するのではなく市の実態にあった施策の構築も必要になるだろう、量的拡大からサービスの提供の仕方など検証をすべき。(13年にも指摘している)

市長の答弁

国の枠内でやることはやり、制度の改正については市長会など通じて国にあげていく。国分寺が大事にしてきた独自の施策は出来る限りいい方向で改善改革を進めていきたい。

人事給与制度

— 退職金上乘せ手当・特殊勤務手当での見直し、廃止 —

本来であれば公務員の給与自体の問題解決が必要で、「がんばる人が報われる」制度に改正すべきです。しかし、少なくとも客観的に見て納得の得られない手当での見直しや廃止は急がれます。

そこで、「退職金に乗せしている手当を段階的に廃止すると方向性は出ているが、17年度の退職時特別昇給に関しては20年以上勤務により2号昇給ではなく1号にしたことは姑息である。即廃止をすべき。」と

の質問に、市長は「過去において良しとされていた制度であっても見直していくことが必要である。」とまるで人ごとのような答弁でした。

また時代と共に「特殊性」の考え方は変化することから、民間と同様に行っている業務についている特殊勤務手当（別表）の見直しも求めたところ、担当課長は「今後、民間給与の研究もする」とどまるなど改革の意思が見られませんでした。

*国分寺市職員特殊勤務手当支給条例より(第2条関係)

| 手当の種類 | 支給範囲 | 支給額 |
|-------------|---|--|
| 保護収容手当 | 行旅死病人の保護収容業務に従事する者 | 1件につき (死体) 2,000円 (病人) 1,000円 |
| 税務事務特別手当 | 市税の賦課徴収の事務に専ら従事する者 | 月額 3,000円 |
| | 市税の賦課徴収の事務に専ら従事する者 | 月額 2,500円 |
| | 徴収事務職員のうち滞納整理に従事する者 | 月額 12,000円 |
| 福祉等訪問指導手当 | 介護保険法、児童福祉法、老人福祉法、障害者福祉法、等に定める業務を行うため家庭を訪問する業務に従事する者 | 日額 250円 |
| 重度心身障害児療育手当 | 重度心身障害児の療育に従事する者 | 月額 2,000円 |
| 環境業務手当 | 炬内等危険不快作業に従事する者 | 日額 400円 |
| | その他の不快な業務に従事する者 | 日額 300円 |
| | 犬猫死体の取扱収容作業に従事する者 | 1件 300円 |
| 不規則勤務者業務手当 | ①日曜日及び土曜日を合計して年間13回以上勤務が割り振られている職員で、正規の勤務時間の全部又は一部が常態として日曜日又は土曜日に係る勤務に従事する者 ②あらかじめ常態として日曜日又は土曜日の勤務が4週間に1回以上となる勤務の割り振りがなされており、かつ、1回以上勤務した場合 | 1回 1,500円 ただし、庁舎の警備に従事する者については 300円 |

(平成10年条例第33号・平成12年条例第8号・一部改正)

皆川りうこの活動報告

- 1月 12日(水) 介護保険の見直しを考えるWS 「福祉サービスの情報公開と第三者評価」
- 16日(日) 社会福祉法人にんじんの会特養ホーム開所式
- 17日(月) 代表者会議／全員協議会
- 18日(火) 介護保険の見直しを考えるWS 「新予防給付を考える」
- 22日(土) 介護保険制度改革を考える
- 24日(月) ごみ・リサイクル特別委員会
- 25日(火) 会派説明会、(17年度予算について) / Let'sの会
- 28日(金) 文教委員会
- 29日(土) コラボレーションフォーラム「参加と協働でどう変わるか」
- 2月 3日(木) みんなで知ろう介護保険制度改革案
- 5日(土) 介護保険への支援費制度の統合をめぐる最新動向
- 7日(月) 国分寺駅周辺整備まちづくり構想策定会議傍聴
- 8日(火) 学園跡地周辺整備等特別委員会 傍聴
- 9日(水) 青少年問題協議会
- 10日(木) 代表者会議
- 15日(火) Let'sの会
- 16日(水) 議員研修会 森田 実氏講演
- 17日(木) 舞台芸術フェア・アートマネジメントセミナー2005
- 19日(土) 精神保健福祉講座「うつ時代」
- 26日(土) 教育フォーラム「不登校を考える」
- 3月 4日(金) いずみ春の祭典
- 5日(土) 市民福祉講座「難病の理解と対応—地域で生き生き暮すために—」
- 2月24日(木)～3月29日(火)まで 第一回定例議会
- 4月 6日(水) 小学校入学式 3小
- 9日(土) Let'sの会

まちの声・こえ・VOICE

数年後に退職を控えている団塊の世代を新たな経済市場のターゲットとして、いま様々な業種がしのぎを削っているとのこと。市としても地域に戻る団塊世代の力を生かしてもらえるような工夫が必要ですよ。税金面でも大きな影響が出るかもしれません。

やはり、政策の優先順位や見直しをしなくてはならないということですね。

(Y.Tさん 50代)

皆川りうこの会 "Let's" 伝言板

国分寺市の「まちづくり」
と一緒に考えませんか。

ぜひ、身近な問題やお気づきの点などお気軽にご連絡下さい。

なお留守番電話の際は、名前、連絡先、メッセージをお願いします。必ずこちらからご連絡差し上げます。

連絡先

TEL/FAX 042(324)4442
TEL 042(324)7181
E-mail: riuko@din.or.jp